

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

福生市立福生第四小学校

【家庭・地域との連携】

- ・授業参観、保護者会
- ・個人面談
- ・教育相談
- ・子どもと家庭の支援員
- ・民生児童委員 など

【めざす子供の姿】

- いじめをしない子
- いじめを許さない子
- お互いの人権を尊重する子

【関係機関との連携】

- ・福生市教育委員会
- ・福生市教育センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・児童相談所
- ・福生警察署
- ・コミュニティスクール委員会（以後 CS 委員会）

【いじめの定義】

- ・「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを介して行われる行為も含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本理念】

- ・学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つを念頭に置き、教育委員会と連携して、より一層高い問題意識をもち、いじめ問題に対応していく。行為を受けた児童が、心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという認識をもち、軽微ないじめも見逃さないという意識を全教職員がもつようとする。そのために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

【校内組織】「学校いじめ防止対策委員会」

構成員：校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（S C）等
取 組：①いじめ防止対策等に係る取組の方針の企画立案

- ②児童の問題行動等に係る情報の共有
- ③いじめ問題への対応方法の協議

【いじめの未然防止】

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気を学校全体で醸成する。
- ・発達支持的生徒指導の充実を図り、児童の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える。
- ・道徳教育や人権尊重教育を推進し、いじめをしない、いじめに関与しない、いじめを傍観しない等の態度を育成する。
- ・毎年6月・11月・2月に実施される「ふれあい月間（いじめ防止強化月間）」を活用して、いじめ防止標語コンテスト等の啓発活動を推進する。
- ・人権教育プログラム、いじめ総合対策（第2次・一部改訂）等を活用した校内研修をふれあい月間の前の月に開催し、教職員の資質の向上を図る。
- ・セーフティ教室等を活用して、児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動を推進する。
- ・年間3回のいじめに関する授業を実施する。（いじめ防止サミットを含む）
- ・保護者会・個人面談や学校便り等を通じた家庭との緊密な連携や協力を行う。

【いじめの早期発見】

- ・家庭と子どもの支援員と連携した登校時の見守りや声掛けを実施する。
- ・「ふれあい月間」などの定期的なアンケート調査、SCによる全員面談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい体制の整備を行う。
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を行う。
- ・教職員によるいじめに関する情報の共有化を職員夕会にて行い、情報共有シートへ入力して経過を見守る。
また、いじめの再発防止や、早期発見に努める。
- ・教職員は年3回以上、いじめに関する研修を行う。

【いじめの早期対応】

- ・いじめを発見した場合は、いじめ対策委員会に報告をする。
- ・教職員による情報の共有化を図り速やかに組織全体で対応する。
- ・いじめられた児童及びいじめを報告した児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的な配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童へ指導する。
- ・いじめを目撃した児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- ・いじめの内容を保護者へ報告し、支援や助言を行う。
- ・保護者会の開催などによる保護者と情報の共有を行う。
- ・関係機関、専門家等との相談及び連携を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察と相談し対応する。

【対応上の留意】

- ・形式的な謝罪等でいじめが解消されたと考えずに、加害行為が発生していないこと（3ヶ月を目安）及び被害者が心身の苦痛を感じていないことが解消であると位置付け、見守りと指導を続ける。

【特に配慮が必要な児童への対応】

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的思考、性自認に係る児童
- ・東日本大震災等の災害により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

上記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【重大事態への対処】

●学校は、下記の2点を「重大事態」として捉える

- (1) いじめにより本校に在籍する児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - (2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。
- ・重大事態へ対応するための調査組織を速やかに動かし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、学校の設置者が行う調査へ協力する。
 - ・重大事態の発生については、教育委員会を通じて速やかに市長へ報告する。
 - ・いじめられた児童の安全を確保する。
 - ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - ・関係機関や専門家と相談及び連携して対応する。
 - ・いじめが犯罪行為として扱われるべきと認められる事案について、警察と連携して対応する。
 - ・当該児童及び保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

- ・当事態の調査結果を教育委員会に報告、関係機関と再発防止に向けた対応について協議する。
- ・重大事態の調査結果については、市長の調査（再調査）へ協力する。

【その他】

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。
- ・外部機関との連携を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止対策委員会は、問題の発見者が、管理職に報告し、管理職の判断のもと開催するものとする。
- ・CS委員会と協力し、地域の人々と関わり合う機会を設けて、人権意識を高める活動や授業を取り入れる。